

## 別記様式 5

被 処 分 者	認 定 証 番 号	栃木県公安委員会第 661 号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	中ちゃん代行
	主たる営業所が所在 する市町村	高根沢町
処分年月日		令和 8 年 (2026) 年 5 月 27 日
処分内容		指示処分
処分理由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条に規定する代行運転自動車の損害賠償措置を講じていない状態で自動車運転代行業務を行ったため。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条 (保険契約等締結義務違反)
処分を行った都道府県		栃木県